（総務調整官）

第五十九条　総務調整官は、命を受け、第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十条～第六十五条　［略］

（サイバー警察教養部の所掌事務）

第六十六条　サイバー警察教養部においては、サイバー事案に関する警察に関する教育訓練をつかさどる。

第六十七条～第七十五条　［略］

（警察情報通信研究センター）

第七十六条　［略］

2　警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務（サイバーセキュリティ対策研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3～9　略］

（サイバーセキュリティ対策研究センター）

第七十七条　警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究センターを置く。

2　サイバーセキュリティ対策研究センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　サイバー事案に関する警察に関する技術に関する研究に関すること。

二　犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する研究に関すること。

3　サイバーセキュリティ対策研究センターに、所長を置く。

4　所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ対策研究センターの事務を処理する。

5　サイバーセキュリティ対策研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6　教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事する。

7　［略］

8　サイバーセキュリティ対策研究センターに、研究室を置く。

9　この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ対策研究センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

（附属警察情報通信学校）

第七十八条　［略］

（部）

第七十九条　附属警察情報通信学校に、次の六部を置く。

特別教養部
情報管理教養部
通信技術教養部
応用技術教養部
先端技術教養部
情報技術解析教養部

（総務調整官）

第五十七条　総務調整官は、命を受け、第五十四条及び第五十五条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第五十八条～第六十三条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

［条を加える。］

第六十四条～第七十二条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

（警察情報通信研究センター）

第七十三条　［同上］

2　警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務（サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3～9　同上］

（サイバーセキュリティ対策研究・研修センター）

第七十四条　警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターを置く。

2　サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　犯罪の取締りのための情報技術の解析及びサイバー事案の防止対策に関する事務のうち技術に関する研究に関すること。

二　警察職員に対するサイバー事案に係る犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。

3　サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長を置く。

4　所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの事務を処理する。

5　サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6　教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事し、並びに学生の研修に当たる。

7　［同上］

8　サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、研究室及び研修室を置く。

9　この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

（附属警察情報通信学校）

第七十五条　［同上］

（部）

第七十六条　附属警察情報通信学校に、次の五部を置く。

特別教養部
情報管理教養部
通信技術教養部
応用技術教養部
情報技術解析教養部